地域全体でささえあいます。

地域ささえあい事業はだれもが住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるよう、手助けが必要な方の生活を地域社会全体で支え合っていくことが大切と考え、相互援助活動を支援する事業です。

受　付

午前９時～午後４時まで

休業　土曜日、日曜日及び国民の祝日
12月29日～翌年1月3日まで

料　金

協力会員・利用会員ともに

会　費　**1,000円**（保険料事務費含む）

利用料金　**600円**／１時間

１時間超える場合、
30分毎に**300円**かかります。

キャンセル

前日まで　無料
当　日　予約１時間帯料金の１時間分
無　断　予約時間の全額料金

津幡町社会福祉協議会のマスコット
「はーちゃん」

【受付時間】9：00～17：00／土日祝日休

TEL 076-288-6274(直通)

社会福祉法人 津幡町社会福祉協議会

〒929-0327 石川県河北郡津幡町字庄ニ７１番地
津幡町福祉教育プラザ内
TEL 076-288-6276（代表）　FAX 076-288-6748

地域ささえあい事業

だれもが住み慣れた地域で、
安心して豊かに暮らすために。

お互い様の声をつなぎます。

話し相手や、簡単な家事の援助、
家の周りの手入れなど一人では難しい
こともお互い様の気持ちで手助けする
相互援助活動です。

津幡町社会福祉協議会

相互援助活動ってなぁに？

「生活の手助けをしてほしい」

「生活の手助けをしたい」

このように思っている方が会員となり、
お互いに助けながら活動をおこないます。
総合援助活動は利用会員と協力会員の
合意でおこなわれるものです。

このような援助を行います！

家事援助

話し相手

家まわりの手入れ

付き添い

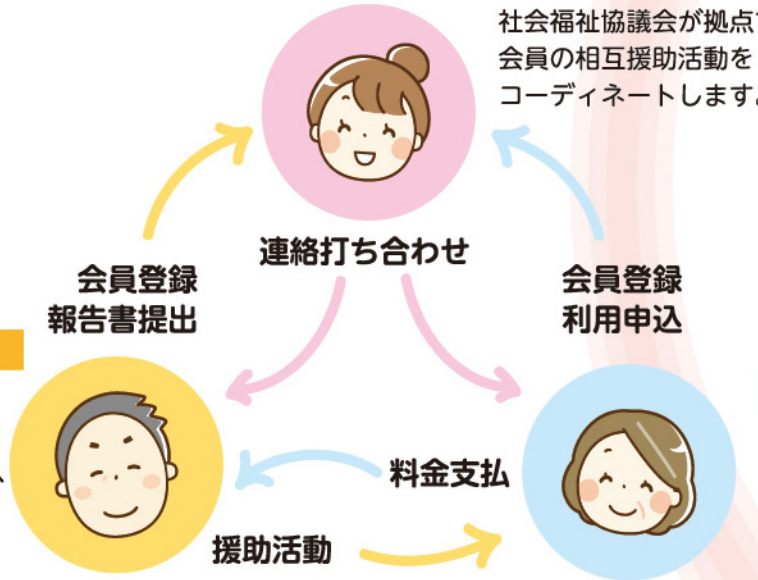

援助の内容の例

- **話し相手**
- **家事援助**
  簡単な家事のお手伝い／ゴミ出し
- **付き添い**
  病院／お買い物／散歩
- **家まわりの手入れ**
  雪すかし／草むしり／犬の散歩

● 援助活動の流れ ●

会員登録
協力会員及び利用会員も登録をお願いします。
（当事者以外の目的では利用しません。）

▶

利用申し込み
利用会員からの利用申し込み。

▶

協力会員へ連絡
コーディネーター（調整役）が協力会員へ連絡します。

▶

打ち合わせ
利用会員、協力会員、コーディネーターとで打ち合わせをします。

▶

援助活動

▶

活動費の支払い
利用会員から協力会員へ活動費の支払いを行います。

▶

報告書の提出
協力会員がコーディネーターへ報告書を提出します。